

お知らせ

[県民一家族一旅行 HOME](#) [お知らせ一覧](#)

「第2弾 県民一家族一旅行」新規予約における割引適用停止のお知らせ

お知らせ

「第2弾 県民一家族一旅行」新規予約における割引適用停止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、現在実施している「第2弾 県民一家族一旅行」について、

令和4年1月18日(火)から当面、新規予約に対する割引適用を中止とします。

なお、新規予約の再開は、今後の感染状況等を総合的に判断し決定する予定です。

1 内容

① 宿泊を伴う旅行

令和4年1月18日(火)から割引を適用した新規宿泊予約を停止

② 日帰り旅行

令和4年1月18日(火)から割引を適用した新規日帰り旅行予約を停止

2 注意事項

- 既に予約済み又は1月17日(月)までに予約された予約分については割引適用となります。
- 今後、本県がまん延防止等重点措置に引き上げる場合は、既に予約済分の旅行について割引適用を停止します。
また、隣県が先にまん延防止等重点措置となる場合も当該県民の旅行について割引適用を停止します。
- 本事業の当面中止に伴いキャンセルされた場合、キャンセル料の補填等はありませんので御注意ください。
- 隣接県が実施している栃木県民を対象とした割引キャンペーンの状況については、各実施県にお問い合わせください。